

No.411

# 研究所通信



●ホームページアドレス <http://blhrrri.org>  
 ●メールアドレス [webmaster@blhrrri.org](mailto:webmaster@blhrrri.org)

1968年8月14日に産声をあげて50年—

## 部落解放・人権研究所 創立50周年記念 総会・座談会・レセプション開催

6月21日(木)



1968年8月、部落解放・人権研究所の前身である大阪部落解放研究所が設立され、本年で50周年を迎えます。そのため、本年の定時総会を研究所創立50周年記念事業として位置づけ、記念座談会、レセプションを開催いたします。詳しくは研究所HPをご参照ください。

多くの方の積極的なご参加をお待ちしています。

日 程	2018年6月21日(木曜日)
会 場	アートホテル大阪ベイタワー 4F 宴会場 〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天1-2-1
プログラム	定 時 総 会 13:30~15:30 (※総会は研究所会員が対象です) 座 談 会 16:00~17:30 テーマ：部落解放・人権研究所の「これまで」と「これから」 パネラー：大賀 正行 (部落解放・人権研究所 名誉理事) 友永 健三 (部落解放・人権研究所 名誉理事) 寺木 伸明 (部落解放・人権研究所 元理事長) 奥田 均 (部落解放・人権研究所 代表理事) コーディネーター：谷川 雅彦 (部落解放・人権研究所 所長) レセプション 18:00~20:00
参 加 費	座 談 会：1,000円 レセプション：10,000円(立食ビュッフェ形式) ※両方に参加される方はレセプション参加費のみいただきます

### もくじ

研究所50周年によせて/佐々木基文さん(真言宗)・2	IMADR、世系に基づく差別撤廃国際会議開催・10
『被差別マイノリティのいま』出版報告・交流会開催・4	第49回高野山夏期講座開催要項……11
公開研究会「結婚差別の諸相」報告……5	障害者差別解消法施行3年目をむかえて・12
公開研究会「ネット上の差別表現への法的規制」報告・6	集会ふれあい記 第9回神戸編……13
第5研究部門先進事例視察報告……7	リレーエッセイ……14
2017年度第3回理事会報告・科研費交付・8	参加者募集・事務局体制ほか……15
第112期解放大学修了と退任助言者への感謝・9	

## 部落解放・人権研究所 創立50周年によせて

高野山真言宗 社会人権局長  
佐々木 基文



部落解放・人権研究所創立50周年、おめでとうございます。半世紀にわたり部落解放運動の理論形成・啓発・教育・歴史の蓄積を担ってこられた貴研究所に高野山真言宗社会人権局一同心より敬意を表し、お祝い申し上げます。

創立翌年の1969年から部落解放・人権夏期講座が実施され、第2回目、1970年から会場を高野山に移されて今があると聞きました。何か特別の思いがあつて高野山が開催地と選ばれたのかと、その理由を知りたく思いました。今年の3月に、夏期講座開催当初からその実施に関わつてこられた人権研究所名誉理事の大賀正行氏にお聞きする機会がありました。「8月に部落解放夏期講座をやろう、と計画をし、大阪で第一回を開催しました。たくさんの参加者がいましたが、ただ暑くて暑くて。こりゃあかん、もっと涼しい所を、と。そこで、高野山ということになったんです。大阪からそう遠くもなく、クーラーなしでも涼しいですからね。それになんといつても`聖地`・修行の場ですから。」少しだけ残念でした。何か夏期講座の目的・内容に高野山という場所がもっと深くかかわっているのではないかと密かに期待していたのですが。「およそ50年も前、真夏に大勢が集まって研修できる場所、しかも涼しくて経費の安いところは何処やろと、さがしたら高野山が候補地として最適よとなったんです。」「場所の設定は大切なんですよ。意識は環境によって規定されます。研修場所として高野山は最適です。」「同じ場所で半世紀近くたくさんの皆さんが集まって夏期講座が続けられているというのはすごいですよ。」少し、納得しました。

1971年6月9日、初めて高野山に登りました。「得度式」に出席するためです。自宅から電車を乗り継ぎ、南海電車高野線の終点極楽橋駅にようやく着きました。そのときのことは何も思い出せません。ただ、ケーブルを降りた後の階段がとてつもなく長く、何か恐ろしいところでもむかっているのではないかとという恐怖のようなものを感じていたように思います。バス通りは乗合馬車もゆっくりと走っていました。2泊3日の短い滞在でした。

1973年8月、再び高野山に登りました。山内寺院でアルバイトを兼ねながら小僧修行の少しを学ぶためでした。わずか20日間ほどでした。8月の高野山は毎日夕方にき

まって夕立がありました。10分ほど降り続いたでしょうか。雨粒が小豆ぐらいに思えるくらい大きく、土に突き刺さるような激しい勢いでした。降り終わるとそれまでの「夏」から「秋」の気配に空気が変わりました。一日中寺の中で生活していましたが、ある晩、本通に出て人の多さに驚いたことがありました。白いワイシャツ姿の少人数の集団にあちこちで出会いました。今に思えば、研究所主催の夏期講座との最初の出会いだったかもしれせん。

2014年7月、高野山真言宗社会人権局の一員として高野山で生活することとなりました。第45回夏期講座の直前でした。今まで高野山真言宗僧侶の一人として在りながら夏期講座に一度も参加してこなかったにも拘らず、運営スタッフの一員として夏期講座に携わることになりました。夏期講座どころか、高野山真言宗の部落解放の取り組みも十分に理解すること、知ることさえしていませんでした。社会人権局内の引継ぎ・研修を受けました。「高野山真言宗社会人権局」創立の歴史から学びました。それは「高野山真言宗内の差別事象」の学習でした。宗団として「部落差別を容認する側」に立っていたという事実を学んだのです。その反省に立つてのおよそ30年間の「高野山真言宗の部落差別を無くすための取り組み」をも学びました。

夏期講座実行委員会の一員に加わって今年で5年目を迎えます。5年前の夏期講座開成会の添田隆昭宗務総長の歓迎あいさつの一文を思い出しました。

「高野山の夏は山鳩が目を覚まさせてくれます。カッコウも鳴いています。明るくなれば鶯の登場です。やがて様々な鳥の声にまじって鯛がカナカナカナと澄みきった声を響かせます。厳しい日差しを檜杉ひのきすぎつがこうやまきあかまつもみ榎高野槇赤松あかまつなどの大木がほどよい木陰に変えてくれます。この自然の中に金堂をはじめ大伽藍やたくさんの山上寺院が建ち並んでいます。自然・人・建物・命の連続の結果として今日の高野山があります。その歴史の証が数万点にのぼる膨大な量の高野山古文書として残されています。史料には、11世紀(平安後期)から19世紀(江戸時代)に渡る民衆一人ひとりや地域の歴史が記されています。今に残る大伽藍は、もちろん、多くの名僧や時の権力者により維持され護り伝えられたものですが、しかし、その財政基盤は、限らない民衆の血と汗と苦しみによって成り立っていたことをこの古文書群は語っています。その歴史の重みは、その時代に生きた数限りない民衆の苦しい生活であつたと強く意識しなければなりません。」

人権研究所の次の50年創造に参加するために、高野山で部落解放・人権夏期講座が開かれる意義が単に「大阪に近くて涼しい聖地・修行の場」だけに留まっておれません。宗団として具体的な部落差別解消の取り組みを進め、その実績を基に講座の内容の充実にも貢献できるかわりを目指していかなければと思っています。

## 『被差別マイノリティのいま』出版報告・交流会開催

差別禁止法研究会がすすめてきた社会の差別の事例調査の結果をとりまとめた「被差別マイノリティのいま～差別禁止法の制定を求める当事者の声」の出版報告・交流会が3月27日、東京都内の都道府県会館で開催された。出版報告・交流会には事例調査に参加協力したLGBT、ハンセン病、見た目、水俣病、自死遺族、HIV、外国人、アイヌ、被差別部落の当事者等約50名が参加した。

開会にあたって奥田均代表理事は、差別禁止法研究会の経緯について説明、差別の現実を世に問い、被差別当事者の緩やかなつながりをつくり、マジョリティへ社会のあり方を提案したいと出版に込めた思いを語った。

参加者は社会に、この国で暮らす人々に知ってほしい、わかってもらいたい差別の現実と差別解消のための社会の変革、人間の変革を自らの体験にもとづいて訴えた。

自死遺族からは「法制度の中に差別がある。自分たちが苦しんでいる現実を差別として取り上げてもらえ本当によかった」、水俣病患者互助会の代表からは、「水俣病問題が終わらないのは差別があるからだ」、HIVの当事者からは「感染症法には差別や人権の問題がまったく触れられていない」との訴えがあった。ハンセン病問題では香川県のある共同浴場

への入浴制限を求められた事例を紹介、「差別の被害を訴えると逆にたたかれる現実があるが、発信し続けていくことが大切」、見た目問題の支援者は「マイノリティの問題をいかにしてマジョリティの問題にできるかが問われている」と語った。ヘイトスピーチの被害者からは「この本は立法事実のオールスター、国会議員の先生にもぜひ読んでほしい」といった訴えがなされた。

DPI日本会議の佐藤事務局長からは障害者差別解消法の具体化、バリアフリー法の改正、障害者権利条約の具体化にむけた取り組みが紹介され、研究会の代表である内田博文神戸学院大学教授から差別禁止法の必要性について報告がおこなわれた。来年2月8日に新潟市内で「第4回差別禁止法の制定を求める当事者のつどい」を開催することを確認し出版報告・交流会は終了した。

(谷川 雅彦)



## 第六研究部門 「部落差別の調査研究」公開研究会

## 「結婚差別の諸相～その現状と解決にむけて」

2月18日にHRCビル4階研修室にて開催された公開研究会では、「結婚差別」をテーマに大阪市立大学人権問題研究センター特任准教授の齋藤直子さんと、結婚差別の当事者の相談事業を行う「Kakekomi 寺…結婚差別」の大賀喜子さんに報告していただいた。部落出身を理由に相手の家族や親戚から結婚を反対された当事者からの聞き取り調査を通じて見えてきたこと、また相談を通じて見えてきた差別の実態の報告を受け、結婚差別の解決がなぜ難しいのか、約40名の参加者が自分なりに考える時間になったのではないだろうか。

齋藤直子さんは昨年に著書『結婚差別の社会学』を出版されたが、結婚差別という現象について論理的に整理された本書の出版にいたった背景として、齋藤さん自身が聞き取り調査を行うなかで、このような書籍の必要性を強く感じていたということを話された。出版後に多くの方からの反響があり、本書は部落問題について書かれたものであるが、在日外国人、障害のある人の結婚に際しても似たような状況があり自分のことだと感じる読者も多く、結婚を反対する側（主にマジョリティ）が差別するロジックには共通点があるように思うとのことであった。

後半の大賀喜子さんの報告では冒頭

に1954（昭和29）年におこった結婚差別事件に触れて当時の新聞記事の見出しを例にあげて、当時と今との結婚差別の実態の対比をしながらこの問題の解決の難しさについて語っていただいた。「kakekomi 寺」は、大賀さん含め、実際に結婚差別の経験をして、なんとかしていきたいという思いを持つ有志が集まって相談事業を始めた経緯があり、少数のスタッフが相談に応じ、相談に来やすい場にするべく当事者の思いに寄り添っていくことを意識して活動を行ってきていることを話された。取り組みのなかで、現代ならではの相談として、当事者がいままでも一度も部落問題に触れてこず、また自分自身が部落にルーツをもつと知らずに大人になったため、結婚に際して相手の家族（の調査）によって出自を暴かれ、大変なショックを受けたケースについて語られた。このように、当事者が被差別部落について何も知らず、差別に直面したときに対応しきれなくなることは、今後さまざまな場面でおこるのではないだろうか。

時代をさかのぼって数十年前の差別の実態にも触れながら現代に続く忌避意識について考えさせられ、今後のさらなる研究とあわせて当事者が相談できる窓口の必要性を強く感じた。

(片木 真理子)

## ネット上の差別表現に対する法的規制 ～ドイツのSNS規制法と欧州のネット対策～

2017年度第4回公開研究会(3月17日)では、ドイツにおけるネット上の差別表現に対する法律がどのように構成されているかを学び、日本国内で活用していくために龍谷大学法学部の金均尚教授から報告いただいた。

日本では、コミュニティサイトやSNS、動画サイト上で差別扇動が行われ、それが今なおネット上でさらされ続けている。差別投稿は第三者の力では削除できず、差別扇動をサイト側が容認し続けている状態にある。ドイツでは、移民の流入により移民排斥運動が広がってきたことで差別扇動がネット上で行われたことなどを受け法整備に動きはじめた。

1960年に施行されたドイツ刑法の130条「民衆扇動罪」がネット上のヘイトスピーチに対抗してきたが、2013年に法改正され、特定の集団だけでなく、集団に属する個人に向けてのヘイトスピーチも適用されることとなった。名誉毀損はドイツでは2年以下の自由刑であるが、民衆扇動罪では5年以下としており、個人の属性に向けられたヘイトスピーチの問題の重さを物語っている。刑法86条3項では、学問や研究の名目であっても、ヘイトスピーチを許していないが、日本のヘイトスピーチ団体や鳥取ループ・示現舎は、自らの行為を「学問・研究である」と主張しており、国

内法には抜け穴がある。

ドイツでは、SNS上の差別扇動などを禁止するネットワーク貫徹法(金教授訳)が施行された。こうした動きに連動し、メディア省、プロバイダ、警察の共同でヘイトスピーチをネット上で行った個人に対する刑事訴追を検討するプロジェクトが立ち上がっている。

日本で必要な対策として、①ヘイトスピーチや差別扇動、誘発行為への禁止規定および法的制裁の導入、②コミュニティの場を提供する者としての差別の助長、扇動、誘発行為の予防と、これを遂行する制度の設置義務を負うシステムの構築、③プロバイダ責任制限法の第2条5項と第3条2項1号に「不当な差別的言動」を位置づけること、④発信者の情報開示請求として、不当な差別的言動についても位置づけること等が求められる。また、不特定多数の属性に向けられた差別の場合には、誰が情報開示請求者となるのか、などの取組課題が山積している。

最後に、部落差別解消推進法が施行されたことを受け、人種差別撤廃条約に部落差別を位置づけることが必要であること、何が差別にあたるかの基準を設定し、差別の認定機関を設立することなどについて提言いただいた。

(研究会事務局 公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局長 松村 元樹)

## 報告

### 第五研究部門

## 「包摂型社会のあり方調査研究会」先進事例視察

「包摂型社会のあり方調査研究会」の調査研究活動の一環として、生活困窮者自立支援事業にかかわる先進事例の視察を、研究会メンバー7名で3月28日・29日に実施しました。

1日目は、久留米市の事業の概要について市役所にて関係者より聞き取りをおこない、事業のひとつである子どもの学習支援事業(生活保護・困窮世帯対象)の委託先(特定非営利活動法人わたしと僕の夢)を訪問しました。ここでは企業や他の支援団体などから食材の提供をうけ、食事の提供もされています。また、居場所型の学習支援にくわえて、アウトリーチ型の支援も実施している、とのこと。庁内の福祉・就労をはじめとする関連部署・担当者間、あるいはNPO等外部機関との連携がうまくいっていることが、久留米市の取組の特徴ですが、当事業にかかわっては隣保館や学校・教育委員会との連携は今のところあまりできていない、とのことでした。



装飾品に彩られた『わたしと僕の夢』の学習支援会場



「地域の縁がわ」事業  
公式キャラクターくまモン

2日目は、さまざまな事業を展開している、熊本市の健康くらしささえ愛工房(運営:特定非営利活動法人おーさあ)を訪問し、理事長、所長、各部門の担当者から聞き取りをおこないました。県営団地の1階のフロアにて、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護(小規模デイサービス)、若者サポートステーション、生活困窮者就労支援準備、地域型保育(小規模保育事業A型)といった事業が「同居」しており、「高齢者」「障害者」「若者」「子ども」が自ずと集う場となっています。また、併設されている喫茶室の利用やボランティアサポーターとしてのかかわりなどで、周辺住民も活動に「参加」しています。法人名の「おーさあ」はデンマーク語のOgsaa(「～も(いっしょ・また)」)を語源とし、その名が示すとおり「地域と密着した共生型多機能施設」を目指しているとのこと。熊本県の「地域の縁がわ」事業の実施団体でもあります。(棚田 洋平)

## 2017年度 第3回理事会報告

## 研究所創立50周年を迎え、調査・研究の進化と啓発事業の活発化を

去る2018年3月20日(火)に、2017年度第3回の理事会が開催されました。

理事会では、部落解放・人権研究所の前身である大阪部落解放研究所が設立され今年で50年を迎えるにあたり、「研究所創立50周年事業企画プロジェクト」を設置、内容を検討してきた結果、①2018年度通常総会を研究所50周年記念事業として位置づけ、②「部落解放・人権研究所のこれまでとこれから」をテーマに歴代の理事長をパネラーとした研究所50周年記念座談会の開催、③「部落解放・人権研究所創立50周年記念レセプション」の開催、④部落問題の解決、様々な社会的差別の解消へ向けた調査研究の推進と若い研究者の発掘・育成を目的とした「部落解放・人権研究奨励賞」の創立に取り組んでいくことが確認されました。

人権啓発事業、人権人材育成事業においても、差別解消三法の具体化をはじめ社会的差別の解消と差別被害の救済にむけた法制度の確立を求める世論を盛り上

げるため鳥取県米子市で開催する部落解放・人権西日本夏期講座をはじめ、高野山で開催する部落解放・人権夏期講座、大阪市内で開催する人権・同和問題企業啓発講座、新潟県新潟市で開催する人権啓発研究集会の成功に向けて取り組むことが確認されました。

2018年度の役員体制(案)として、本年で大阪同和・人権問題企業連絡会の理事長をご勇退される井上龍生理事に代わり、新たに同連絡会、柄川忠一新理事長を新理事として総会提案することが確認されました。

その他、理事会で確認・承認された議案及び2018年度事業報告(案)などは、6月21日(木)に開催する第7回定時総会で会員の皆様に提案・審議いただきます。

会員の皆様にはすでに案内をお送りさせていただきますが、ご予定くださいますようお願い申し上げます。

(佐藤 晃司)

## 第一研究部門(部落史の調査研究) 科研費事業交付内定!

このたび(2018年4月)、第一研究部門の衡平社史料研究会が申請していた科研費事業の交付内定が決定いたしました。事業名は、「植民地統治と朝鮮衡平運動—治安維持法と『衡平青年前衛同盟事件』」(代表:竹森健二郎、基盤C一般、期間:2018~2020年度)です。前回の科研費事業「日本統治下朝鮮における衡平運動に関する歴史的研究」(2015~2017年度)に引き続いての採択です。

## 2017年度 第112期解放大学が最終日を迎える

2017年度の第112期部落解放・人権大学講座(以下、解放大学)が3月16日、約半年間にわたるプログラムの修了の日を迎え、85人の受講生全員が無事修了されました。

今年は企業から51人、大阪府と府内自治体から27人、医療法人・学校法人から各2人、そして、他県自治体・宗教団体・人権博物館から各1人の計85人の受講生が集いました。

今年度も開講日の「出会いのワークショップ」を皮切りに、部落問題の歴史と現状など、基礎的な講座やフィールドワークを経て、解大講座の特徴的なプログラムとなる7日間にわたる「自己啓発学習」に取り組みました。プログラム後半は、様々な差別・人権問題から、人権相談・人権啓発の実践的な講座、大阪近郊でのフィールドワークを経て、最後には修了課題となる自由課題研究レポートの作成・発表に取り組みました。

最終日は、AIAIおおさかにて修了の集いを行い、約半年間におよぶ受講の感想を皆で共有しました。その後、修了生幹事の皆さんの企画運営で、自由参加の懇親会も行い、修了後の交流を約束して別れました。

(川本 和弘)

## ご勇退された3人の助言者に心より感謝申し上げます。

部落解放・人権研究所 代表理事 奥田 均

1974年に開講した解放大学は、様々な方の支えのもと、43年目の第112期講座を無事終えることができました。中でも自己啓発学習では、助言者の皆さんに重要な役割を担っていただいています。部落差別をはじめ、様々な差別問題・人権課題との出会いや関わりについて、受講生が自己を振り返り、班のメンバーと語り合う中で、受講生が抱く疑問や葛藤にそっと寄り添い、その豊富な経験や知識をもとに、気づきや議論を促すなど、サポートをいただいています。

112期では、三人の助言者の方々がご勇退されることになりました。長きにわたるご貢献に心より感謝申し上げますとともに、今後とも、解放大学を見守っていただければと願っております。



芦田 武雄 さん

第26期部落解放大学講座修了生  
(受講時のご所属:大和ハウス工業㈱)  
2002年度86期より助言者。



乗本 良一 さん

第19期部落解放大学講座修了生  
(受講時のご所属:大東市)  
1996年度49期より助言者。



横山 芳子 さん

元「大阪の部落史委員会」事務局  
2010年99期より助言者。

## 反差別国際運動(IMADR)、世系に基づく差別撤廃国際会議を開催

今年で設立30周年を迎える国際人権NGOの反差別国際運動(IMADR)は、部落解放運動から生まれ、世界の被差別当事者と連帯した活動を長く積み重ね、国連との協議資格をもつNGOにもなっています。その活動の一つが「世系(せいけい)にもとづく差別」との闘いです。

部落問題は日本固有の差別問題といわれることもありますが、IMADRでは、国連人種差別撤廃条約などの国際人権諸条約を活用した様々な取り組みを長く積み重ねてきました。

そのような取り組みの一つとして、4月9日、IMADRと国連人権高等弁務官事務所との共催で、「世系に基づく差別撤廃のための国際協議会～国連ガイダンス・ツールとNGO」と題する会議が、大阪国際交流センターにおいて行われました。部落解放・人権研究所が事務局を務める世界人権宣言大阪連絡会議はその協力団体となりました。

「世系に基づく差別」は、カースト制度や類似する世襲的地位制度にもとづく差別として、南アジアや東アジア、中東、アフリカなども含め、世界中で2億5000万人を超える人々を苦しめているといわれています。



今回の会議では、南アジアでカースト制度に基づく差別の解決に取り組んでいるインド、ネパール、スリランカ、バングラデシュのNGOの活動家と、日本で部落問題の解決に取り組んでいる部落解放同盟や企業・宗教団体の方々、国連の専門家が集い、「ガイダンス・ツール」の活用について協議しました。

「ガイダンス・ツール」は、これまで積み重ねられてきた「世系に基づく差別」との闘いを踏まえた今後の戦略的アプローチとしてまとめられた文書です。

会議では、その概要と意義を確認した上で、女性の複合差別や災害時の排除などの実態、被差別者の権利保障とインクルージョン(包摂)、国際・アジア地域・国内各レベルでの政策と計画策定、今後の共通目標と決意などについて、午前から午後にかけての5つのセッションで報告とディスカッションをおこない、最後に宣言文を協議しました。

(川本 和弘)

## 2018年度 第49回部落解放・人権夏期講座のご案内

- 日 時 8月22日(水)～8月24日(金)
- 参加費 7,500円 (フィールドワーク別途 3,500円)
- 会場 高野山大学
- 主催 部落解放・人権夏期講座実行委員会
- 問合せ先 部落解放・人権研究所 啓発企画部  
TEL.06-6581-8576 FAX.06-6581-8540  
Email koyasan@blhrrri.org
- 宿泊に関する申込・問合せ先  
株式会社ジョイックス(大阪府知事登録旅行業第2種1558号)  
TEL.06-6390-3400 FAX.06-6390-0394

詳細は、部落解放・人権研究所のウェブサイトをご覧ください。

### 8月22日(水)

- 全体講演 「インターネット上の差別問題の現状と解消に向けた取り組み」津田大介(ジャーナリスト)  
「世界人権宣言70年と日本国憲法」谷口真由美(大阪国際大学准教授)  
「部落差別の現実とは、今」片岡遼平(NPO人権センターHORIZON)  
「高野山と被差別民～「金剛峯寺日並記」の世界～」矢野治世美(熊本学園大学教員)

### 8月23日(木)

- 課題1 「『全国部落調査』出版差し止め裁判」中井雅人(弁護士)  
「LGBTを取り巻く人権課題と最近の動向について」日高庸晴(宝塚大学教授)  
「当事者が語るバニラエア騒動」木島英登(バリアフリー研究所代表)  
「人種差別禁止条例に向けた『オール川崎』の闘い」石橋 学(神奈川新聞社編集委員)
- 課題2 「女性差別問題入門」源 淳子(世界人権問題研究センター嘱託研究員)  
「ネット上の部落差別の実態把握と政策提言」松村元樹(反差別・人権研究所みえ事務局局長)  
「在日朝鮮人問題入門～阪神教育闘争70年」文 京洙(立命館大学特任教授)  
「ハラスメント問題入門」宮内雅也(大阪企業人権協議会事務局長)
- 課題3 「自死は、向き合える」杉山 春(ルポライター)  
「ハンセン病家族たちの物語」黒坂 愛衣(東北学院大学准教授)  
「東京2020オリンピック・パラリンピック時代のバリアフリー法改正～世界基準のレガシーを～」  
佐藤 聡(DPI日本会議事務局長)
- 「『見た目問題』とは何か～『顔ニモマケズ』から考えるミタメと人権～」  
外川浩子(MFMS代表)＋ゲスト(見た目に症状をもつ当事者)
- フィールドワーク 「高野山の歴史～『平等と差別』を中心に～」木下浩良(高野山大学)

### 8月24日(金)

- 全体講演 映画『はだしのゲンが見たヒロシマ』  
「部落差別解消推進法と同和教育の課題」栗原成壽(全国人権教育研究協議会代表理事)

- \* 高野山大学体育館および201教室はエアコンがありません。
- \* 高野山真言宗のご厚意により、講座期間中、高野山内の一部有料施設を無料拝観いただけます。

## 障害者差別解消法施行3年目をむかえて

2016年4月に施行された障害者差別解消法は、「障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会をつくる」ことをめざしています。

以前の通信でも報告しましたが、研究所は法が施行された2016年度、職員研修を通じて当研究所の「対応方針」を作成しました（ウェブサイトにも掲載）。以降は、おもに人権啓発に関わる事業など、この対応方針を踏まえて企画運営を進めています。

### <入居ビルで発覚した案内表示の問題>

今年2月、当研究所が入居しているAIAIおおさか（HRCビル）のエレベーターの案内表示に問題があることがわかりました。表示は、

お願い 車いす使用の方は、車いすマーク付の乗車ボタン、操作盤をご利用ください。なお、できるだけ付添いの方と一緒にご利用ください。

というものでした。

正当な理由なく、障害のない人には求めない付き添いをつけるという条件を障害者に求めることは、障害者差別解消法が禁止する障害者差別に該当します。

エレベーター内の鏡や車いす対応の操作盤が設置されているエレベーターが2機の内1機しかないことを理由に、車いすを利用する障害者に、車いすマーク付きの乗車ボタン、操作盤の利用を求めていることについても、「正当な理由」といえるの

か、障害者差別解消法に照らして考える必要があるのではないか、という問題提起がありました。

この件を受けて、ビルの入居団体が集まり、案内表示の問題と対応について確認しました。そして、法の理解を深めるため、3月12日には、大阪府人権協会主催の「障がい者差別解消講座」に入居団体の職員も参加しました。

### <対応方針を形骸化させないために>

当ビルには実際に車いすの利用の方が頻繁に訪れており、週一回ペースで半年間実施している解放大学講座など、研究所の事業の会場として使用しているにもかかわらず、この案内表示の問題性に気づいていなかったことは反省しなければなりません。また、研究所はこの間、障害者差別解消法の周知と理解を進めるために、人権啓発に関わる事業において、講座内容にも度々取り上げてきたことから、自らの実践が問われます。

上記、府人権協会の講座では、知的障害、身体障害のある二人の障害当事者とその支援者の方から、これまで差別を受けてきた体験をもとに、どんな対応をしてほしいか、してほしくないかが語られました。

当事者の声や視点を大切にしながら、改めてこの法律の具体化に取り組んでいきたいと思います。

（川本 和弘）

であい  
つながり

## 集会ふれあい記

第9回 神戸編

第32回人権啓発研究集会のオープニングにて、地元の神戸朝鮮高級学校の吹奏楽部による演奏が披露されました。あわせて、高校生の声として高校無償化の適用を求めるアピールが発信されました。かれらの力強く、気持ちが込められた演奏とアピールをとおしたメッセージは、多くの参加者の心に届いたことでしょう。実際、集会アンケートにも「感動しました」「心に響きました」「さっそく署名しました」といった参加者の方々の声が多数寄せられました。また、「高校無償化」適用を求める署名も、準備していた用紙が早々になくなってしまい、急速増刷りしたほどに多く集まりました。

朝鮮学校に通う思いや誇り。高校無償化の適用除外とされる悲しみや悔しさ、憤り。街頭での署名活動の際に心ないことばを浴びせられ、めげそうになった経験。部活も勉強も頑張っている普通の高校生であること。そうした思いや経験から、演奏活動をとおして「自分たちの存在をアピールすること、そして互いにわかり合えるきっかけをたくさんつくる」ことを心がけている、との力強いメッセージでした。そして、演奏活動を通じて、自分たちも多くの理解者や応援者と出会うことができ、それが「人間として大切なこと」について考えるきっかけにもつながっている、ということでした。

神戸朝高吹奏楽部のブログ内に記載されている、当日の高校生たちの「感想コメント」には、人権や差別について学ぶ大人たちがこんなにも大勢いること、そして自分たちの演奏やアピールに共感の姿勢で臨んでくれたことに対する驚きや感動、感謝のことばがこぼれ出ており、その存在が「心強かった」とのことです。この集会もまた一人ひとりにとって「出会いの場」となったことがうかがい知れます。

同ブログの中で、ある生徒は、印象深かったこととして、演奏終了後に「これからはがんばってね。自分たちももっとがんばるね」と集会参加者の一人に声をかけられたことを紹介しています。「自分ごと」として人権課題に向き合える、そうし



た思いや姿勢にある多くの方々が、この人権啓発研究集会にはつどっているということ、今回のオープニングでの「出会い」とおして私もあらためて感じました。 (Y)



## すきまをうめる

「先生、高校行けたで！」

真新しい制服姿を身にまとい、晴れ晴れしい顔で、高校進学を果たしたことをあらためて報告しにくる子どもたち。私がボランティアとしてかかわっている、外国にルーツがある子どもを対象とした日本語教室での、つい先日の場面である。入学式を終えたその足で何人かの子どもたちが連れ立ってかけつけてくれた。

教室の始まりは2004年の4月。大人の日本語教室で、学習者が連れてくる幼い子どもたちの居場所をつくることを目的として、半年間にわたって開催された日本語教師ボランティア養成講座の終了後に、受講者有志10数名で教室を立ち上げた。当時大学院に入りたてであった私もその一人である。

しかし、ふたをあけてみれば、ニーズとして表れたのは「ダイレクト」と呼ばれる子どもたちであった。中国やフィリピンなど、母国で中学校までを終えたが高校の課程はまだ修了していない子どもたち、である。中途からであれば編入できるが、中学校課程を終えていると日本の中学校には編入できない。かと言って、「ことばの壁」があるため、入試というシステムがある高校にすんなり入ることは難しい。

ダイレクトの子どもたちを高校につな

ぐ。その支援が、教室活動のメインとなっていた。在日外国人を取り巻く状況、子どもに対する教育支援、大阪府の入試システムや外国人生徒受入の制度。何も知らなかった私たちは、目の前の子どもを何とかするために、必要にせまられてひとつひとつ勉強していった。また、学校に通っていないかれらを支援するためには、週1回の教室活動だけでは立ちゆかず、家庭、学校、教育委員会、他の日本語教室・支援団体など、子どもをめぐるさまざまな人・機関とも必然的につながっていった。ダイレクトの子どもたちにとっての「学校」や「家庭」の役割を不十分ながらではあるが務めてきたつもりである。

立ち上げから14年。当初のメンバーのうち残っているのは代表と私の2人。ボランティア活動であるためスタッフの入れ替わりは激しい。それでも毎年、子どもはやってくる。子どもは自分の意志ではなく「親の都合」で日本に来ており、それを不本意に思っていることも多い。「日本に来て損をした」と子どもに思わせない。それが私たちの活動のモットーである。

高校進学を果たした子どもたちが報告しに来たその日、新たなダイレクトの子どもが保護者とともに高校進学の相談にやって来た。今年度の活動が始まる。

## 参加者募集!! 2018.5~6 研究所カレンダー

- 5/30 第405回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5階ホール  
「子どもの権利にかかわる公的第三者機関の今日における役割と市民社会」  
吉永省三さん(子ども情報研究センター理事)
- 6/19 第406回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5階ホール  
「バリアフリー法改正 展望と課題」  
佐藤聡さん(認定NPO法人DPI日本会議事務局長)
- 6/21 第7回定時総会・50周年記念座談会・レセプション @アートホテル大阪ベイタワー  
「部落解放・人権研究所の「これまで」と「これから」」  
大賀正行さん、友永健三さん、寺木伸明さん、奥田均さん

### 6/28-29 第43回部落解放・人権西日本夏期講座

@鳥取県米子市

多くの方のご参加を  
お待ちしております!

現地実行委員会委員長率いる「人権バンド しんゆう」(米子コンベンションセンター)、部落解放同盟出上支部による太鼓と盆踊り(米子市公会堂)、各会場ユニークなオープニングにはじまり、差別解消3法やLGBT、沖縄、ハンセン病といった課題を取り上げます。

## 2018年度部落解放・人権研究所 事務局体制

- 【所 長】谷川 雅彦(全体統括)
- 【総 務 部】佐藤 晃司(法人運営、販売管理、正会員管理、50周年PTほか)  
小西愛里紗(会計、労務管理、賛助会員管理ほか)
- 【調査・研究部】棚田 洋平(事務局長、研究部事務局、人権啓発研究集会、東京講座ほか)
- 【啓発企画部】川本 和弘(解放大学、企業啓発講座、高野山夏期講座、マスコミ懇談会ほか)  
片木真理子(『ヒューマンライツ』編集ほか)  
今井貴美江(西日本夏期講座、世界人権宣言、通信編集ほか)



いよいよ間近に迫った研究所創立50周年記念行事。巡り合わせとはいえ、この大きな節目に在籍することは、自分の人生にとっても貴重なことだと思う。昨年9月、研究所の誕生ストーリーを名誉理事の大賀正行さんから聞く機会に恵まれた。キーパーソンは、もうお亡くなりになった村越末男さんだったという。直接存じていないが、大賀さんの話を通じて、この方の研究所設立への情熱や思いが伝わってきて、何か「ルーツを知る」思いがした。(KK)



## 部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

## 入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加してくださる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会員」 年会費 10,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊  
『研究所通信』4回

「B 会員」 年会費 7,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊  
『研究所通信』4回

「学生会員」 年会費 3,500 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊  
『研究所通信』4回

また、研究活動を支えてくださる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊  
『研究所通信』、『全国のあいつぐ差別事件』他



研究所通信 411号 2018年5月1日（奇数月1日発行）

発行所（一社）部落解放・人権研究所

編集発行人 奥田 均

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL（総務部）06-6581-8530

（調査・研究部）06-6581-8572

（啓発企画部）06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhri.org>

定価 100円（送料込：会員は会費に含む）

振替口座 大阪 00910-7-96112